

国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32) 8895

栃木年金事務所

☎0282(22) 4131

年金請求書の手続き漏れがありませんか？

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間(受給資格期間)が「25年」から「10年」に短縮されることになりました。日本年金機構では、これまでに対象となる方に黄色の封筒(A4サイズ)をお届けしています。

制度の開始は平成29年8月1日(最も早い年金のお支払いは平成29年10月)です。まだお手続きされていない方は、今すぐねんきんダイヤルにお電話を！

予約の上、年金事務所にて手続きを行ってください。

黄色の封筒

が届いた方は
年金
を受け取れます。



今すぐ
予約の
お電話を！



「ねんきんダイヤル」
0570-05-1165
(いい老後)

050で始まる電話でおかけになる場合はTel.03-6700-1165
月曜日(月曜日が休日の場合は、休日明けの初日)／8:30～19:00
火～金曜日／8:30～17:15 第2土曜日／9:30～16:00
◎土曜・日曜・祝日(第2土曜を除く)はご利用いただけません。

合算対象期間(カラ期間)について

合算対象期間(カラ期間)とは、年金額には反映されませんが、受給資格期間としてみなすことができる期間です。この合算対象期間と保険料を納付した期間、免除、猶予された期間を合わせて10年以上あれば老齢基礎年金の受給要件を満たすことができます。

主な合算対象期間は次のとおりです。

- 昭和61年4月1日以後の期間
- ・日本人であって、海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入していなかった期間(※)
- ・平成3年3月までの学生(夜間制、通信制を除き、年金法上に規定された各種学校を含む)であって国民年金に任意加入しなかった期間(※)
- ・第2号被保険者としての被保険者期間のうち、20歳未満の期間または60歳以上の期間
- ・任意加入したが、保険料が未納となっている期間(※)
- 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間

・厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入者の配偶者であって国民年金に任意加入しなかった期間(※)

・厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間または共済組合の退職一時金を受けた期間(昭和61年4月から65歳に達する日の前月までの間に免除期間を含む保険料納付済期間がある人に限る)

・65歳に達する日の前日までに日本国籍を取得した方、または永住許可がされた方の取得・許可前の期間であって昭和56年12月までの在日期間(※)

・学生(夜間制、通信制、各種学校を除く)であって国民年金に任意加入しなかった期間(※)

※期間は20歳以上60歳未満の期間に限ります。

このほかにも合算対象期間となる期間があります。

なお、合算対象期間は日本年金機構には記録が残されていないため、ご本人の申し出に基づいて調査する必要がありますので、ご相談ください。